様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　　2024年　10月　　18日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） くおりか  一般事業主の氏名又は名称 クオリカ株式会社  （ふりがな） あくつ　てるあき  （法人の場合）代表者の氏名　 阿久津　晃昭  住所　〒160-0023  東京都新宿区西新宿8-17-1  住友不動産新宿グランドタワー23Ｆ  法人番号　7011101062095  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①TISインテックグループ基本理念（Our Philosophy）  ②統合報告書2024  ③当社代表取締役 阿久津晃昭からのご挨拶 | | 公表日 | ①2019年1月7日  ②2024年9月30日  ③2023年4月1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①https://www.tis.co.jp/company/policy/philosophy/  ②統合報告書2024 https://www.tis.co.jp/documents/jp/ir/finance/annual\_report/ar2024.pdf（P19～P20に記載）  ③https://www.qualica.co.jp/company/message.html | | 記載内容抜粋 | ■企業経営の方向性（グループ方針）（①）  TISインテックグループ基本理念（Our Philosophy）  グループMission｜ムーバーとして、未来の景色に鮮やかな彩りを  デジタル技術を駆使したムーバーとして、未来のまだ見ぬ景色の中に、社会を魅了する斬新な可能性や選択肢の提供によって鮮やかな彩りをつける存在でありたい。  統合報告書2024（②）  「グループビジョン2032」の策定について  2016年に策定された「グループビジョン2026」を基に、新たに「グループビジョン2032」を策定しました。このビジョンでは、さらなる成長と持続可能な未来を見据え、グループ全体で目指す方向性を示しています。  ビジョン達成に向けた事業方針として、未来を見通す洞察力と、社会課題に対する解決力を強化。グループ各社の多様な人材や能力を統合し、競争力を高めるとともに、社会の変革において欠かせない存在となることを目指します。  またグループのブランドメッセージ「ITで、社会の願いを叶えよう」に基づき、ITSインテックグループは、先進的な技術と豊富なノウハウを駆使し、ITの力で社会の期待に応え続けることを宣言しています。  ■情報処理技術の活用の方向性  当社代表取締役 阿久津晃昭からのご挨拶（③）  当社の強みは、長年製造業やサービス業などのお客様と一緒に培ってきたノウハウを活かし、お客様の立場に立ったITサービスを提供できることです。現代はあらゆる要素が不確実性をもって構成され、これらが複雑化している予測不可能な大変革の時代であり、DX経営戦略が必要不可欠となっています。当社は確かな技術力に加え、先進的なテクノロジーを取り入れた高品質で高付加価値なITサービスでそれに応えます。  今後も、当社及びTISインテックグループの総合力をもって、お客様のビジネスの成長、そして、より良い社会・環境の実現のため、お客様とともに新たな価値を追求して参ります。  ※①②はTISインテックグループ共通のものです。グループ各社では、これらの理念やビジョンに基づいてビジネス戦略を策定し、サービスを展開しています。  ※③は、①②を踏まえた当社独自の方針であり、当社の強みや特徴を反映したものです。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①②③親会社であるTIS株式会社取締役会にて承認された公表媒体に記載されている事項 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①TISインテックグループのDX戦略  ②DX人財育成  ③クオリカの強み | | 公表日 | ①2024年4月12日（最終更新日）  ②2024年07月12日  ③2021年04月01日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①https://www.tis.co.jp/group/policy/dx/  ②https://www.qualica.co.jp/strength/index.html（「Strength03」「Strength04」「Strength06」）  ③https://www.qualica.co.jp/company/dx-jinzai.html（「推進体制」「人財育成像」「教育プログラム」） | | 記載内容抜粋 | ■グループDX戦略（①）  ①TISインテックグループのDX戦略  TISインテックグループは、DX戦略を「社会DX」「事業DX」「内部DX」の3つの領域で捉えており、TISインテックグループが一体となり、デジタルの活用を通じて社会・お客様事業・自身のグループ内に新たな好循環を生んでいくことを、目指すDXの姿として掲げている。  3つのDX領域  ・より良い社会を実現していく「社会DX」  ・お客様の事業を革新していく「事業DX」  ・私たちTISインテックグループ自身を進化させていく「内部DX」  ■当社DX戦略  １）当社の強みを活かしたDX推進  『QUALICA DX』（②クオリカの強み＞「Strength03」）  当社は、世界的な建機メーカーであるコマツを IT の側面から長年支え続け、現場を知り抜いて蓄積された技術、ノウハウ、提案力を武器に、IoT テクノロジーを備えたソフトやハード、さらに最先端の DX プラットフォームを駆使し、現場のリモート支援をはじめ、データの価値化、多角分析、横断活用を実現。お客様の製造現場が革新的に生まれ変わり、ビジネスモデルそのものにもイノベーションを起こす、“本物の DX”をワンストップで提供している。  『クオリカ３つの強み』（②クオリカの強み＞「Strength03」）  01.現場の声に応えるソリューション提案  02.DXを一貫して実現する技術・ノウハウ  03.信頼を最優先に考えたサポート体制  『OmniChannel Retailing』（②クオリカの強み＞「Strength04」）  IT の黎明期から過去 30 年以上にわたり小売業・外食サービス業のお客様にシステムを提供してき当社ならではのノウハウとリソースを生かし、個々のビジネスにマッチした提案から、設計・開発、導入、保守運用までのトータルソリューションを提供し 、顧客ビジネスの成長に貢献している。  ２）サービス提供のための基盤強化  顧客DX支援のために必須となるハイレベルDX人財（顧客DXを牽引する人財）の育成に取り組んでいる。詳細は「(2)-① 戦略を効果的に進めるための体制の提示」に記載  ※「グループDX戦略」はTISインテックグループ共通のDX戦略です。  ※「DXの取り組み」は、グループDX戦略を踏まえた当社独自の取り組みを記載したものです。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①②③親会社であるTIS株式会社取締役会にて承認された公表媒体に記載されている事項 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ③DX人財育成（「推進体制」「人財育成像」「教育プログラム」） | | 記載内容抜粋 | ■DX推進体制（③DX人財育成＞「推進体制」）  当社では、経営会議を設置しDX推進を含む各事業部の事業戦略・組織戦略をコーポレート部門と連携して推進する体制を構築している。また、DX推進の基盤づくりとしてDX人財の育成に注力しており、コーポレート部門である品質革新本部主導のもと、各事業部・人事部と連携しながら教育および促進活動を実施している。  ■DX推進のための基盤強化（③DX人財育成＞「人財育成像」）  顧客ビジネスをDXを通じて支援していくためには、各領域の専門知識・スキルを持つDX専門人財の育成が不可欠と考えており、2026年度までに顧客DXをけん引するハイレベルDX人財25名、その候補となる高度DX人財100名という目標を掲げ、育成に取り組んでいる。  ■DX教育プログラム（③DX人財育成＞「教育プログラム」）  全社員リテラシー教育、DX高度人財教育の実施 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ②クオリカの強み＞「Strength06」 | | 記載内容抜粋 | 当社ではデジタル環境整備に注力し、社内DXを推進し、お客様のDX実現に繋げる取り組みを行っています。  ・新しい働き方の実践  仮想デスクトップ（VDI）の導入により、出張先・外出先、自宅のどこからでもセキュアな状態で作業環境へアクセス可能にし、フレキシブルなワークスタイルを実現しています。  ・先進技術の導入  RPAを用いた業務改善・効率化、クラウドサービスやスマートデバイスを活用した業務へのAI適用、コラボレーション強化、ペーパーレス化などに積極的に取り組んでおり、DX推進のために必要な環境の整備に努めています。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①TISインテックグループ中期経営計画（2024-2026）  ②DX人財育成 | | 公表日 | ①2024年5月8日  ②2024年7月12日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①TISインテックグループ中期経営計画（2024-2026）  https://www.tis.co.jp/documents/jp/ir/finance/meeting/240508\_2.pdf（P32に記載）  ②https://www.qualica.co.jp/company/dx-jinzai.html（「人財育成像」） | | 記載内容抜粋 | ■戦略ドメイン売上比率（①グループ中期経営計画,P32）  グループ各社の事業を通じたDX推進の状況を可視化するため、戦略ドメイン売上比率を指標とし、同比率を48％（2024年3月期）から52％以上（2027年3月期）に引き上げることを目標としている。  ※上記指標はグループ全体のものであり、当社はグループの方針に沿って推進していきます。  ※(2)に記載した当社DXソリューションはいずれも上記戦略ドメインに含まれます。  ■当社DX人財育成目標（2024-2026）（②DX人財育成＞「人財育成像」）  当社DX戦略推進の中核となるDX人財育成の成果を測るため、以下の指標を設定しています。これらの指標を半期ごとに測定・分析し、PDCAサイクルを通じて育成プログラムを継続的に改善していきます。  ・ハイレベルDX人財25名  ・高度DX人財100名  ・DXリテラシー人財1,000名（全社員） |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年07月12日 | | 発信方法 | https://www.qualica.co.jp/company/dx-jinzai.html | | 発信内容 | ■当社DX人財育成の取り組みについて  1.代表メッセージ（代表取締役社長）  「急速な技術進化によって全世界的に産業構造の変化が起きており、DX推進の重要性が高まっています。  具体的には、データ活用やデジタル技術の進化により、日本や諸外国において、データ・デジタル技術を活用した産業構造の変化が起きています。このような変化の中で企業が競争上の優位性を確立するためには、常に変化する社会や顧客の課題を捉え、デジタルトランスフォーメーション（DX）を実現することが重要です。  当社では、社員一人ひとりの成長が変革の源泉となると考えており、従来のITスキル人財を超えたDXスキル人財の育成を全社施策（全社員DXリテラシー教育、高度DX人財教育、資格取得推進 等）として推進しています。」  2.人財育成像  3.教育プログラム  4.推進体制  5.育成目標 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　　4月頃　～　　　2024年　　5月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標自己診断フォーマット」を用いて自己診断を実施。結果を提出。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年4月1日  ※「情報セキュリティ方針」最終改定日 | | 実施内容 | 当社では、情報セキュリティ基準を定め、内部監査体制を整備し、定めた監査手順で定期的な監査を実施しています。  ■公開文章：  　TISインテックグループ 情報セキュリティ方針  　https://www.tis.co.jp/securitypolicy/  　クオリカの各種情報の取扱いに関する方針  　https://www.qualica.co.jp/compliance/  ・HPにて各種文書（情報セキュリティ方針/個人情報保護方針/個人情報の取扱について/特定個人情報の取扱について)を公開  ・TISインテックグループ情報セキュリティ方針に基づき、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、運営することで情報の適切な管理を実施（社内的監査、および社外監査の両面で実施）  ・社内ポータルに情報セキュリティ規定の情報を開示  ・全社情報セキュリティ会議を定期開催し、実施部門におけるセキュリティ対策の方針、計画の推進状況の確認と調整  ・全社員にセキュリティ研修の受講を義務化（定期実施）  ※国家資格情報処理安全確保支援士：31名（2024/3/31現在）  ※情報処理安全確保支援士（試験合格のみ）：16名（2024/5/31現在） |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。